

# 市役所本庁舎におけるタクシー乗り場の使用協定書

清瀬市総務部総務課

## 市役所本庁舎におけるタクシー乗り場の使用協定書

清瀬市（以下「甲」という）と、西武ハイヤー株式会社（以下「乙」という）とは、次のとおりタクシー乗り場の使用協定（以下「本協定」という）を締結する。

本件土地（以下「指定場所」という。）の表示

所在 東京都清瀬市中里5丁目

地番 842番地

地積 20平方メートル（別図のとおり）

### 第1条（目的）

本協定は、市役所及びしあわせ未来センターの来庁者等のタクシー利用について利便性を図るため、指定場所にタクシー乗り場を設け実用性を図ることを目的とする。

### 第2条（期間及び時間）

本協定の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの各日の8時半から17時半とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

### 第3条（用途）

乙は、指定場所を本協定の業務としてのみ使用することとし、それ以外の用途に使用してはならない。

### 第4条（費用負担）

第2条に定めた期間及び時間における使用料は無償とする。ただし乙の責により、土地及び施設等を破損させた場合には乙が負担するものとする。

### 第5条（共同利用）

乙は、甲の承諾がない限り、第三者の共同利用をしてはならない。

### 第6条（協定解約）

乙が本協定の規定に違反した場合は、甲の催告その他の手続を要さず、直ちに本協定を解約することができる。

### 第7条（協議）

この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

第8条（その他）

待合時におけるタクシーのエンジンは原則停止して待ち合わせするものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年2月14日

（甲）所在地	東京都清瀬市中里五丁目842番地
名称	清瀬市
代表者職氏名	市長 澁谷 桂司

（乙）所在地	埼玉県所沢市久米546-1
名称	西武ハイヤー株式会社
代表者職氏名	代表取締役 刈屋 輝彦